

「濃縹地雲宝尽文緞子（珠光緞子）」と松屋名物鷺絵について

佐藤留実（公益財団法人 五島美術館）

はじめに

大阪歴史博物館に寄贈された鴻池家伝来の染織コレクションは、同館学芸員の中野朋子氏によってその概要が初めてまとめられ、服飾を中心とした一部は2003年の展覧会図録『豪商鴻池—その暮らしと文化—』に掲載し、一般公開されている。

今回はその基礎情報を踏まえ、新たな視点から同コレクションについて同氏と再調査を行うことになった。その結果、名物裂をはじめ清朝などの貴重な渡来織物が数多く存在することが再確認され、いくつかの新知見が見出された。

ここではそのうち「珠光段子」の付箋とともに伝来していた「濃縹地雲宝尽文緞子」[No.115（裂7-54）、口絵写真ならびに32頁に図版]に焦点をあて、以下の項目に沿って考察を進めたい。

- 1 「濃縹地雲宝尽文緞子」について
- 2 松屋名物「除熙筆鷺絵」との接点
- 3 表具裂から繋がる鷺の伝来とその影響
- 4 新たな「珠光緞子」の出現

現代の染織品に対する価値観とは異なる時代において、舶来の織物ともなればその憧憬は如何ほどであったろう。以下、名物裂の名を持つ本品から、時代や分野を超えた多様な繋がりを示す可能性を考えたい。

1 「濃縹地雲宝尽文緞子」について

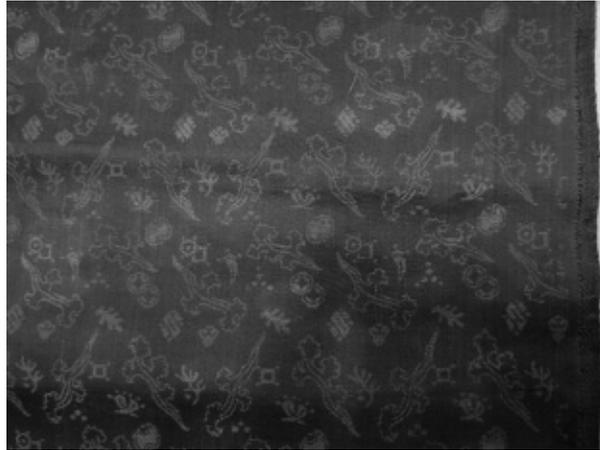
まず初めに鴻池家に伝来した「濃縹地雲宝尽文緞子」について紹介したい。本品は木製の太巻を芯に巻物の状態で保管され、織留の端に「珠光段子」と墨書された付箋（紙片）がつけられていた。長さは2.5m余り、[挿図1]に見られる通り、何らかの用途のため一部大きく切り取られているが、織り幅（67.5cm）が確認できる部分が存在しているのは貴重である。以下に法量、織組織などの基礎データ、及び文様[挿図3]をあげる。

<「濃縹地雲宝尽文緞子」基礎データ>

素材＝絹製／法量＝縦 253cm、横（織巾） 67.5cm／絹糸＝経糸：濃縹色、緯文糸：薄藍色／織組織＝経 5 枚縹子／文丈＝ 6.6cm／窠間巾＝ 5.5cm／糸込み（1cm間）＝経：100 本前後、緯：35 越前後／織成時代＝清時代・17 - 18 世紀／付属＝紙片墨書「珠光段子 壹丈 有切 金 壹尺付七分■■ 五分」付箋／調査番号＝裂 7 - 54

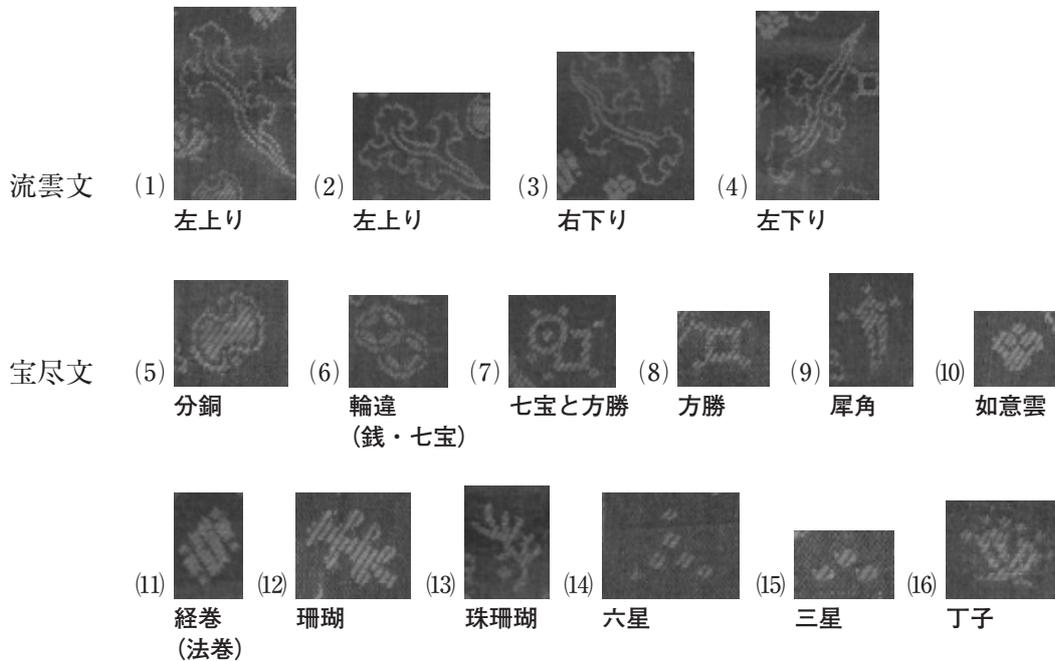


【挿図1】全体



【挿図2】織文様。右側は織耳

< 「濃縹地雲宝尽文緞子」文様 > 【挿図3】



本品の地色は基本的に濃い縹色を呈しておりⁱ、文様は、独特の流雲文が4種類、宝尽文様が12種類、計16種類によって構成されている【挿図3】。ⁱⁱ

文丈は6.5cm、窠間巾は5.5cmあることから、約36cm²という小空間に16種類に及ぶ文様で構成されていることが分かる。但し、(11)の経巻には、顕著な形式化が見られ、(1)~(4)の「流雲文」においても、造形のデフォルメが考えられる。他にも、小さな星を組み合わせた(14)「六星」、(15)「三星」は、独特な存在感を示し、個性的な宝尽文の構成要素となっている。特に「六星文」・「流雲文」は、現時点では名物裂などに同文様が確認されず、文様傾向が未詳なことから今後の類例収集を必要とする。

以上のような文様構成を表した本品は、江戸時代における日本の伝統的な宝尽文様とも一線を画している。但し名物裂の文様に共通する宝尽文様の存在、文様の形式化、緞子の織巾などから、織成時代はおそらく清時代 17-18 世紀頃かと推定される。

2 松屋名物「鷺絵」との接点

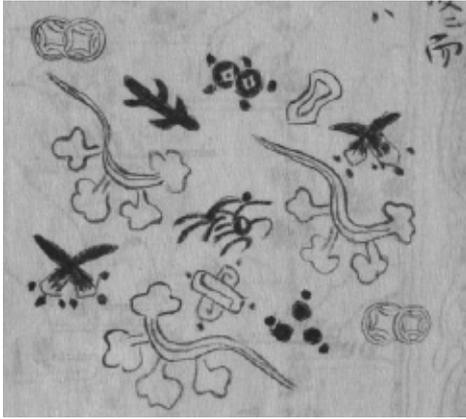
伝来品に類例がない「濃縹地雲宝尽文緞子」ではあるが、じつはその珍しい文様を表した写本が存在している。それが『乗邑名物記』（『三冊名物記』国会図書館本）である。同書は、名物茶道具を紹介し、表具や箱書きまでスケッチを交えて具体的に書写している。そのうち、桃山時代の著名茶人たちに一目置かれた松屋名物「徐熙筆 鷺絵」の詳細な記述があり、表具裂に先の「流雲文」と「六星文」の類似文様が書写されている。ⁱⁱⁱ

その表具の記述は「一 上下ホッケン茶地 一文字ヲ珠光初テ抜／一 中風帯寶ツクシ文鈍子ムクノミ色 此切義政公御胴服ニ而／珠光改之御物之時ハ金襴表具之由」とある。つまり、表具の上下は茶色の北絹、中廻しと風帯はムクノミ色の「宝尽文緞子」であり、その緞子はもと足利義政公の胴服に用いていたものであると伝える。さらに東山御物であった時の鷺絵の表具は、いわゆる東山殿好みの金襴表具であったとも記している。

続いて書き留められた文様 [挿図 5] を見れば、右下りの雲文が 2 点並び、その下に左上りの雲文が 1 点。左上部と右下部に輪違い文、上部に珊瑚文、七宝重ね文、分銅文、丁子文、画面中央に珠珊瑚文、左側に丁子文、経巻文、大小の丸文を組み合わせた六星文、計 13 点の文様を描いている。これらが [挿図 7] の〈文様比較〉にあげたように「濃縹地雲宝尽文緞子」[挿図 6] の文様構成と類似することが分かった。但しこの写本には「方勝」、「犀角」、「如意雲」、「三星」は描かれていない。



[挿図 4] 『乗邑名物記』（『三冊名物記』）832-113
（国立国会図書館蔵 国立国会図書館デジタルコレクション『乗邑名物記』より転載）



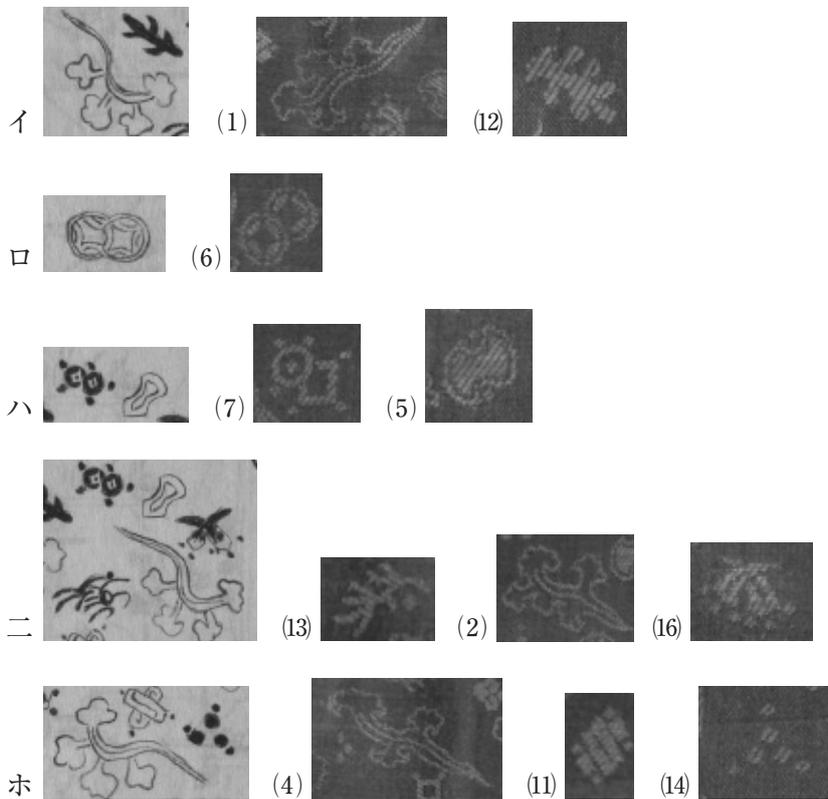
[挿図 5]



[挿図 6] 「濃縹地雲宝尽文緞子（珠光緞子）」

<類似文様比較> [挿図 7]

※比較のため文様の方向を変えたものもある。（ ）番号は [挿図 3] と同。



以上が示すように鶯絵の鑑賞には、伝来とともに表装形式や表具裂についても注目されてきた。以下、代表的な諸本の記載例をあげる。

<鶯絵の記述例> ※下線部は表具関係

(1) 「一徐熙 鶯絵 奈良漆師屋 右一軸ハ珠光昔所持也 数寄道具也 着色 絹に書候 紹鴎道陳ヲ始テ 古人褒美ヲ為 (スル) 絵也 但シ代ハ百貫斗ト紹鴎申候 此一軸猶以在口伝」

<『山上宗二記』天正 16 年 (1588) 表千家本>

(2) 「鷺絵 初而拜見候 表紙上下茶色ほけん(北絹) 中段子 一文字ナシ

＜『天王寺屋会記』宗及他会記天正4年(1576)3月1日＞

(3) 「ヌシヤ源三郎 奈良ニテ御会 宗湛一人 …四畳半 六尺床ニ白鷺ノ絵 始ヨリ懸テ終マテ … 一 白鷺絵 筆ハ汝輝(徐熙)也 又八月山ト云人有リ 如何 キヌノ内 立三尺四五寸、横一尺六七寸、白鷺ハ二ツ 蓮の葉二ツノ内一ツハ卷也 水草ノ葉二所ニセツ有リ 同花二ツ 印三ツアリ 内二ツハ左ノ方ニ上下有リ 同下ノ印ソト大ナリ 右ノ上一ツ ミナ一寸三分ホトノ印也上下茶 中風帯小紋ノ濃浅葱ノ段子 露紫 一文字ナシ ハチ軸 花梨ナリ」

＜『宗湛日記』天正15年(1587)3月27日＞

(4) 「鷺之画一軸 宗徐熙 表具珠光指図能阿弥手作 外題 能阿弥筆 上下茶色北絹 中榛之実色宝尽鈍子東山殿道服ノ切 一文字なし 珠光始而一文字を抜 軸花梨 箱珠光手作 箱袋遠州寄付野田権太夫縫」

＜『古今名物類聚』寛政9年(1797)＞

以上を見ると、天正16年(1588)の名物情報を伝授した(1)『山上宗二記』には「珠光」が所持した数寄道具であり、武野紹鷗や北向道陳を始め古人が褒めたこと、紹鷗はその価格を百貫ほどと評価したことなどが記され、その上、口伝があると語っている。(2)の『天王寺屋会記』では表具の一文字がないことを、(3)の『宗湛日記』では鷺絵の描写や印のことを記し、さらに表具の形式を詳しく述べている。(4)の『古今名物類聚』に至っては、具体的に「珠光」が表具の指図に関わり、初めて表具から一文字を省略したこと、「宝尽緞子」は東山殿の道服の切れであると記され、先述した『乗邑名物記』(『三冊名物記』国会図書館本)の内容とほぼ同様である。胴服の真実はともかく、「鷺絵」は茶人たちに評価されながら、いかに表具も肝要であったかが窺えよう。

ところで、表具の取り合わせで興味深いことは、上下を茶色の北絹としていることである。それは墨蹟の取り合わせにしばしば見られ^{iv}、特に桃山・江戸時代の一流茶人が好んだ虚堂智愚の墨蹟に多く、唐絵には珍しい。ちなみに墨蹟の中廻しと一文字は金紗金欄が多く、一文字を省略した形式も伝わる。^v

言うまでもなく松屋名物の「徐熙筆 鷺絵」は、奈良の豪商松屋が代々所持した「松屋三名物」の一つである。もと足利義政が所持し、その後、珠光、古市播磨、松屋久行から同家の家宝となった。その後、『土門源三郎所持三種伝来記』によれば、文政7年(1824)松屋名物三種は東大寺一山の引き受けで、大阪の某家に2千両15カ年賦で質入れされ、鷺絵と松屋肩衝茶人は当時大阪で名を知られた道勝こと道具屋伊藤勝兵衛の取次で松花堂伝来の絵巻物とともに1万両で島津候の手に渡った(吉村正一郎『淡交』213号・昭和39年(1964))とし、鷺絵は西南戦争で焼失したとされる。まさにドラマティックな遍歴である。この大阪の某家とは鴻池家であろうか。その可能性があることを次に述べたい。

3 表具裂から繋がる鷺絵の伝来とその影響

鴻池家に伝来した「濃縹地雲宝尽文緞子」は一体何を我々に示唆しているのか。

結論から言えば、それは、鷺絵が松屋を離れたのち、大阪の鴻池家かまたはその周辺で一時保管、または購入され、模本が作られたこと。その表具裂には鷺絵に用いていた宝尽くし緞子に類似した本品「濃縹地雲宝尽文緞子」を用いた可能性があるということである。

その根拠のひとつは鷺絵表具に欠くことができない「珠光段子」の付箋がついていること。さらに本品の一部には、表具に用いる程大きく長方形に切り取られた跡が確認できるからである。

では、この「濃縹地雲宝尽文緞子」で表具した模本は現代に存在するのであろうか。

そこで、管見の範囲ながら、江戸時代の鷺絵模本を確認したところ、土佐光起、一乗院宮真敬法親王、円山応挙、土佐光貞とされる、計13幅の情報を得ることができた【表①】「松屋名物・鷺絵写の例と表具」。

このうち表具裂を確認できたものは、7幅。残念ながら「珠光緞子」の使用は認められなかったが、一文字を抜いた「珠光表具」とされる形式が2幅存在した。その「珠光表具」のうち1件は、土佐光孚（1780 - 1852）による模写であり、文様は「濃縹地雲宝尽文緞子」の文様を踏襲した興味深い例であった。従って現時点では、鴻池家に伝来した緞子で表具した鷺絵は確認できていない。

ところで、12幅のうち、4幅の筆者は土佐派であり、最も古いものは、土佐光起（1617 - 1691）であった。光起の父は土佐光則であり、堺に生まれ寛永11年（1634）に京都へ移住。宮廷絵所預となり土佐派を再興した絵師として知られる。もし光起筆とすればその時代にはすでに鷺絵写しが生まれていたことになる。

他に、円山応挙や狩野派とされる模写も伝来することから、鷺絵の存在は茶の湯とともに、後世の絵師たちにとっても少なからず影響を与えたのではないだろうか。絵画以外でも、同様の意匠を用いた刀の鐔「蓮鷺図鐔 大月光弘作」（江戸時代19世紀 根津美術館蔵）さえも存在しており、工芸にも鷺絵の意匠が広がったことがうかがえる。

今回は12幅の鷺絵の模写を取り上げたが、絵画研究者の知見により対象は今後さらに増えるであろう。興味深いのは、各作品において微妙に異なる描写や造形の形式化が見られ、模写をさらに写した可能性もある。今後は徐熙筆とする鷺絵に関しての評価、模写の筆者など、絵画史研究者による視点からの考察を期待したい。^{vi}

表1 松屋名物・鷺絵写の例と表具裂一覧

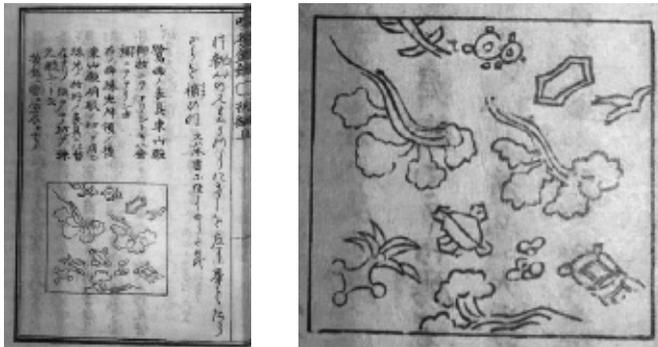
No.	筆者	所蔵者	表具
1	土佐光起 (1617-1691)	個人蔵	上下=白絁/中・風帯=紺地花唐草緞子/一文字=なし
2	一条院真敬法親王 (1649 ~ 1706)	個人蔵	上下=不明/中=萌黄地花唐草緞子/一・風=朱地唐花金襴
3	円山応挙 (1733-1795)	個人蔵	不明
4	伝円山応挙 (1733-1795)	個人蔵	不明
5	円山応挙・葩関月 (1747-97) 筆/ 寛政4年 (1792) 観山澄月賛	不明	上下=紺地平絹/中=萌黄地花唐草緞子/一・風=白地花唐草金襴
6	土佐光貞 (1738-1806)	個人蔵	上下=薄茶地雲文緞子/中=茶地花唐草銀襴/一・風=紺地花笹唐草緞子
7	森周峯 (?-1823)	個人蔵	上下=万歴緞子/中=茶地唐花金襴/一・風=紺地花唐草金襴
8	土佐光孚(とさみつたか、 みつざね 1780-1852)	個人蔵	上下=淡茶平絹/中・風帯=宝尽雲文緞子/一文字=なし ※鴻池家伝来「縹地雲宝尽文緞子」の文様を途中まで織り出す。
9	土佐光孚 (1780-1852)	個人蔵	上下=白絁/中=縹地花唐草文緞子/一・風=白地金襴か
10	津田北海 (? -1862)	個人蔵	不明
11	游心子 (?)	個人蔵	不明
12	法橋虎州 (?)	個人蔵	不明
13	上田耕冲 (1819-1911)	個人蔵	不明

4 新たな「珠光緞子」の出現

鴻池家の「濃縹地雲宝尽文緞子」には「珠光段子」という付箋がついていたが、『乗邑名物記』（『三冊名物記』国会図書館本）では類似文様を「宝尽純子」と称していた。

ところが、幕末に出版された『喫茶余録』（文政12年<1829>）では、鷺絵表具の「宝尽純子」の図版を掲載し、「この切れを珠光緞子という」と紹介している。本文には「鷺画ノ表具東山殿御物ニテアリシトキハ金襴ニテアリシ由 右ノ画珠光拝領ノ後東山殿胴服ノ切ヲ用ヒ珠光物好ノ表具ニ仕替タルナリ依テコノ切ヲ珠光緞子ト云 模様ハ雲ニ宝尽シナリ」とあり、その下には文様図版を掲載する[挿図8]。図版には稚拙さがあるが、解説の内容からもおそらく『乗邑名物記』を参考に編集されたものであろう。

従って、これまで「濃縹地雲宝尽文緞子」から鷺絵の伝来や影響について愚考を巡らせてきたが、名物裂の分野においても、またひとつ新たな「珠光緞子」が出現したことになる。



[挿図8]『喫茶余録』鷺絵表具裂の部分と「珠光緞子」文様
(国立国会図書館蔵 国立国会図書館デジタルコレクション『喫茶余録』858-28)

ここで「珠光緞子」について確認しておきたい。同緞子は『松屋会記』久好茶会記の慶長14年(1609)12月12日の織田有楽茶会に「草部ヤ肩ツキ(茶入)…珠光段子袋ニ入」と記されるように、名物裂のなかでも古くからその固有名詞が確認できるものである。また、元禄4年(1691)の『鴻池家道具帳』にも「唐物鹽瀬肩衝」、「唐物鶴首吹居」に「珠光緞子袋」の記載があることでも知られる。『万宝全書』では「珠光(シユクワウ)切 同 名物乃純子」として早くから「名物」と認識され他の名物裂とも別格の感がある。^{vii}

名物裂を紹介する文献においても、鷺絵表具に「珠光緞子」を用いたとする記述例があるので以下2例を紹介しておく。

① 『雪間草茶道感解』東京国立博物館本(延享4年写<1747>)

「珠光純子 南都まつや源三郎白鷺絵屏具 小間形寶尽し蔓文あり 昔東山殿御羽織 珠光に被下拝領すと云 則右の緞子を白鷺の絵表具中の切也 今に土(御)門氏家寶とす 此類切外無之皆似たり切世上云一笑」

② 『和漢錦繡一覽』(文化元年<1804>)

「珠光(シユカウ)時代二百年余 花色地トモ紋コイハナ色紋モヘキカラクサ雨龍アリ ○松屋肩衝ノ袋 ○徐熙鷺ノ表具 ○ムクノ葉色ノ地ニハイリヤウ各ウスキ緞子ト云ハ唐草寶ツクシハイ龍ノモンアルヲ云同手同モヤウハナノトモ紋ヲ後珠光トイフ也」

以上のうち①は、「珠光緞子」はもと東山殿の羽織であり類切はないとする点が、個性的な鴻池家の「濃縹地雲宝尽文緞子」を連想させ興味深い。②の『和漢錦繡一覽』は鷺絵のほかに「唐物肩衝茶入 銘 松屋肩衝」(根津美術館蔵)の仕覆に同緞子を用いていることや、さらに異なる文様の存在なども紹介している。この他にも『雅遊漫録』においては、松屋肩衝茶入の仕覆が「珠光緞子」であると記すが、同書に掲載する図版[挿図9]は伝来する同茶入の緞子の文様とは異なる。

ここで改めて文献図版と伝来品を合わせた「珠光緞子」について整理してみよう。新たに確認された鴻池家伝来の緞子を加えたことにより、伝来するものは3つの文様系統に分類されることとなった。

① 小花唐草文系

『雅遊漫録』に掲載される [挿図 9]。現在管見の範囲では伝来品を確認できていない。

② 龍文と靈芝唐草文系

『古今名物類聚』『名物切之部』に掲載 [挿図 10] される。上手の文様に大名物「唐物肩衝茶入 銘初花」（重要文化財・徳川記念財団蔵）の片身替り仕覆の右見頃、鴻池家伝来仕覆解き袋（「宗伍緞子」と伝える。個人蔵）があり、[挿図 10] に近いのは「唐物瓢箪茶入 銘玉津島」（徳川美術館蔵）、「唐物内海茶入」（徳川美術館蔵）の仕覆が伝来する。

③ 雲文と宝尽文系

『乗邑名物記』（『三冊名物記』国会図書館本）[挿図 4、5]、『喫茶余録』[挿図 8] に掲載される。今回の調査により、鴻池家伝来の「濃縹地雲宝尽文緞子」[挿図 1] が該当することが判明した。

④ 龍文と小牡丹唐草文系

諸文献に記載される松屋名物「唐物肩衝茶入 銘松屋肩衝」（重要文化財・根津美術館蔵）の仕覆は龍文と小牡丹唐草文を表す。いわゆる「根抜け」と称されるほど経年劣化が進む。吉岡明美氏の調査により文様が明らかにされⁱⁱⁱ、織成時代を明時代 15 世紀から元時代 14 世紀まで遡る可能性がある。

現在「珠光緞子」として最も多く伝来するのが、一反の反物から切り分けたと考えられる「縹地龍牡丹唐草文緞子」（明時代 15 世紀）[挿図 11] である。小牡丹唐草に二種類の龍と宝珠を織り表している。鴻池家伝来の「名物裂箆筥」に収納する仕覆解き袋（個人蔵）に存在し、同箆筥の目録から安政 2 年（1855）には「珠光緞子」と称されていたことが確認できる。その他、加賀前田家伝来（東京国立博物館蔵ほか）、大名物「唐物肩衝茶入 銘初花」（重要文化財 徳川記念財団蔵）の片身替仕覆の左身頃、「唐物肩衝茶入 銘利休円座」（五島美術館蔵）、大名物「唐物肩衝茶入 銘筑紫」（重要美術品・サンリツ服部美術館蔵）などある。



[挿図 9]



[挿図 10]



[挿図 11]

以上のように伝来品が未確認のものも含め4つの系統に分けられる。「珠光緞子」というひとつの名称に対して複数の文様が存在する例は、名物裂では珍しいことではない。その要因は、例えば一反の織物の文様が部分的に異なる場合や、同じ文様を切り分けそれらの個々の所蔵者が新たな名称を付けることもある。さらに、秘蔵の名品に付属するものであれば、拝見した者は限られ文様の共通認識は難しく、伝聞や書物の記載によって名称を付けることも考えられよう。今回出現した鴻池家の「珠光緞子」はオリジナルの写しとも考えられる。

おわりに

室町時代を中心に舶来した「名物裂」の基本資料といえば、前田家伝来の名物裂群が中心であった。しかしながら、2013年に五島美術館で開催した「名物裂筆筥」の企画展示を境に、鴻池家コレクションはそれらを補って余りある内容であることが再認識されている。

今回は「裂筆筥」以外の染織群を調査させて頂いたことになる。本稿で紹介した「珠光緞子」という、たったひとつの資料さえ、幻の名物の伝来から絵師たちへの影響、そしてあらたな名物裂の存在さえ浮上させる結果となった。他の染織品に関しても同様に多くの情報を内包していると考えられ、今後さらなる研究が進むことを期待したい。最後になってしまったが、貴重な文化財を伝えて下さった鴻池家、及び関わった諸氏に敬意を表したい。

謝辞

調査研究の機会と貴重な助言を頂いた中野朋子氏、ご配慮を頂いた大阪歴史博物館様、関連資料のご教示を頂いた戸田勝久氏、竹内順一氏、吉岡明美氏、河村尚子氏、宇田川宗光氏、福島修氏、依田徹氏をはじめ多くの皆様からご助言を頂きました。ここに記して深謝申し上げます。

ⁱ 部分的に緯糸の色の濃淡がある。

ⁱⁱ 便宜上、文様に名称を付けているが、(12)、(14)など未詳な文様もあることも付け加えておく。

ⁱⁱⁱ 他の『三冊名物記』の写本にはこれらの情報は存在しない。

^{iv} 拙論「墨蹟の表具について」(『書の国宝 墨蹟』読売新聞大阪本社 2006年)

^v 北絹については、茶会記の表具裂の記述や伝来品の傾向から、薄手で無地の平織の絹と考える。

^{vi} 近年の松屋名物の鶯絵研究では、影山純夫氏の「徐熙筆鶯絵についての諸問題」『茶の湯文化学』(28号 2017年 茶の湯文化学会)が表具裂についても詳細に文献を渉猟され、伝来や評価についても論考されている。

^{vii} 他の関係文献および伝来資料については拙著『名物裂の研究』(小笠原小枝編著 国書刊行会 2017年)「珠光緞子」解説 140頁、「名物裂 関連資料」252頁を参考されたい。

^{viii} 「珠光緞子」松屋肩衝茶入仕覆について『研究紀要』(野村美術館第8号 1999年)
